

平成29年 第58回定例会
坂井地区広域連合議会会議録

平成29年11月1日 開 会
平成29年11月1日 閉 会

坂井地区広域連合議会

平成29年 第58回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成29年11月1日）

○ 議事日程	2
○ 出席議員	3
○ 欠席議員	3
○ 地方自治法第121条により出席した者	3
○ 事務局職員出席者	3
○ 開会の宣告	4
○ 広域連合長招集挨拶	4
○ 開議の宣告	4
○ 諸般の報告	4
○ 行政報告	5
○ 会議録署名議員の指名	6
○ 会期の決定	6
○ 議案第16号から議案第21号の一括上程、提案理由の説明	6
○ 一般質問（15番 畑野麻美子議員）	10
○ 議案第16号から議案第21号の質疑、討論、採決	17
○ 議員派遣の件	20
○ 閉議の宣告	21
○ 広域連合長閉会挨拶	21
○ 閉会の宣告	21
○ 署名議員	22

1 第58回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

平成29年11月1日

午後3時15分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第16号 平成28年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第17号 平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第18号 平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第19号 平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第20号 平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第21号 坂井地区広域連合行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について

日程第11 議員派遣の件

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（17名）

1番 堀田 あけみ	2番 後藤 寿和	3番 川端 精治
4番 室谷 陽一郎	5番 渡辺 竜彦	6番 前川 徹
7番 仁佐 一三	8番 戸板 進	9番 吉川 貞明
10番 毛利 純雄	11番 佐藤 寛治	12番 川畑 孝治
13番 吉田 太一	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	

3 欠席議員（1名）

18番 卯目 ひろみ

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 橋本 達也	副広域連合長 坂本 憲男
事務局長 岡 弘和	事務局次長 出島 瑞恵
総務課参事 長谷川 浩幸	代表監査委員 高橋 瑞峰

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 熊谷 晃	議会事務局書記 五十嵐 真紀
--------------	----------------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） ただいまから、第58回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。
（午後3時15分）

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 開会に当たり、広域連合長の招集挨拶を許します。
広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 本日ここに第58回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに
当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともにご多忙のところご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

先月列島を横断した超大型の台風21号は、全国各地に甚大な被害をもたらしました。坂井地区におきましても、土砂災害や大雨、強風による家屋、農産物等への被害を多く聞いております。こうした災害等に対し、日ごろからの危機管理がますます重要になっていると感じております。

さて、ご案内のとおり、本定例会は平成28年度決算に関するもの3議案、補正予算に関するもの2議案、条例制定1議案の計6議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◇開議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 本日の出席議員数は17名であります。18番、卯目ひろみ君は欠席の届けが出ております。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（佐藤寛治） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。
熊谷議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案6件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めた者は、広域連合長以下6名であります。なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。

以上でございます。

◇行政報告◇

○議長（佐藤寛治） 広域連合長の行政報告を求めます。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） それでは、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

平成29年9月末のさかいクリーンセンターでの受け入れ状況は、生し尿が1,195キロリットル、浄化槽汚泥等が5,213キロリットル、合計6,408キロリットルで、前年同期と比較しますと8.4%の減少となりました。

また、肥料の配布状況につきましては、肥料の出荷量は1.5%減り、1,271袋となりました。受け入れ量の減少により、年間の生産量は減少しておりますが、市民の需要に応えるため、袋詰め肥料の生産量を増やすことで対応いたしております。なお、運転管理及び維持管理の状況につきましては毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しています。

次に、代官山斎苑の利用状況ですが、あわら市で159件、坂井市三国町で127件、準管内で1件、管外で5件の合計292件となっております。また、霊柩車の利用状況は、あわら市で143件、坂井市三国町で119件、準管内で1件、管外で4件の合計267件でございます。

代官山斎苑では指定管理者制度を導入して5年目となりますが、適切な運営管理がなされております。待合室の活用については、小さなお葬式や収骨待ちでの食事などに利用してもらえよう、その内容についてホームページや広報誌に掲載しております。また、パンフレットを作成し、市役所の窓口や葬儀業者に配布して周知を図っているところであります。今後とも市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

上半期の主な事業等の状況については、まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、9月末現在で、去年同期比1.9%減の5,697人となっており、全高齢者の16.7%を占めております。認定者数が減っておりますのは、総合事業に移行したことによるものでございます。

次に、保険給付の状況について申し上げます。今年度上半期9月末までの給付実績は50億3,815万円で、去年同期と比較いたしますと、2,064万円、0.5%の増となっております。これは、地域密着型介護予防サービス給付費の伸びによるものであります。

次に、介護給付事業適正化事業についてご報告申し上げます。高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営めるよう、自立支援と重度化防止に資する適切なケアマネジメントが求められております。それに伴い、地域でケアマネジメントを担う介護支援専門員に求められる役割や資質は、ますます重要性を増している現状であります。当広域連合では、居宅介護支援事業所への訪問によるケアプランの確認、また、ケアマネジャーを対象に、より専門性の高い研修を開催し、坂井地区全体のケアマネジメントの質の向上に取り組んでおります。今後も保険者として責任を持った助言・指導を継続し、健全な給付の実施を支援していかなければならないと考えておりま

す。

最後に、第7期介護保険事業計画策定の進捗状況でございますが、6月から策定委員会においてご審議をいただいております。1月には策定委員会から答申をいただく予定でございますが、議会に対しましても次の定例会において事業計画を報告し、保険料等の介護保険条例の改正をお願いする予定でございますので、よろしくお願いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（佐藤寛治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、室谷陽一郎君、5番、渡辺竜彦君の両名を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（佐藤寛治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第16号から議案第21号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（佐藤寛治） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

日程第5から日程第10まで議案6件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） ただいま上程されました議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定から議案第21号、坂井地区広域連合行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてまでの6議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第18号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計をはじめとする各会計の平成28年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意

見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものであります。詳細につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第19号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ249万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,149万2,000円とするものです。補正の内容としましては、4月の人事異動により職員間で給与の差額が生じたため、総務費で給料等を減額するものであります。また、それに伴い、歳入としまして構成市負担金を減額するものであります。

次に、議案第20号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,557万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億3,869万5,000円とするものです。補正の内容としましては、総務費の人件費で今年度よりケアプラン適正化の担当職員を配置したため、派遣職員1名の人件費及びその他手当等で1,300万7,000円を追加計上するものであります。また、賃金及び負担金として、当初ケアプラン適正化の臨時職員を予定していましたが、坂井市からの派遣により不要となったため、200万円を減額するものです。委託料では、番号制度の導入に伴い、介護保険システムの改修が必要になったため、491万4,000円を追加計上するものであります。その財源といたしましては、歳入において、構成市からの負担金1,364万6,000円、国庫支出金193万1,000円を追加計上するものです。

次に、議案第21号、坂井地区広域連合行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外のマイナンバーを利用する独自事務に関して、他の地方公共団体等との情報連携を行うために必要な事項を定めるための条例であります。

以上、議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔議長〕と呼ぶ者あり

○議長（佐藤寛治） 岡事務局長。

○事務局長（岡 弘和） それでは、私のほうから、議案第16号から議案第18号までの3議案の内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。議案書つづりの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開きください。1ページは、平成28年度一般会計の歳入歳出決算であります。歳入2億2,110万7,846円、歳出2億1,492万3,222円、歳入歳出差引額は618万7,524円となったものであります。

次に、15ページをお開きください。15ページは、一般会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の618万8,000円となります。

次の16ページをお開きください。財産に関する調書につきましては、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第17号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。介護保険特別会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開きください。1ページは、平成28年度の介護保険特別会計の歳入歳出決算であります。歳入108億9,169万4,060円、歳出105億9,575万2,201円、歳入歳出差引額は2億9,594万1,859円となったものであります。

次に、21ページをお開きください。21ページは、介護保険特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費393万1,000円で、区分5の実質収支は2億9,301万1,000円となります。

次の22ページ、財産に関する調書につきましては、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第18号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。代官山墓地特別会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開きください。1ページは、平成28年度代官山墓地特別会計の歳入歳出決算であります。歳入279万8,243円、歳出231万8,880円、歳入歳出差引額は47万9,363円となったものであります。

次に、6ページをお開きください。6ページは、代官山墓地特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び歳入歳出差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の47万9,000円となります。

次の7ページ、財産に関する調書につきましては、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第16号から議案第18号までの概要説明とさせていただきます。

○議長（佐藤寛治） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

上程議案第16号から第18号に関し、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。
代表監査委員、高橋瑞峰君。

○代表監査委員（高橋瑞峰） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成28年度坂井地区広域連合各会計決算審査の結果について報告いたします。

去る8月28日、広域連合事務所において、監査委員2名で平成28年度坂井地区広域連合各会計について決算審査を行いました。

平成28年度は、一般会計では、低所得者保険料軽減負担金の国庫支出金、県支出金及び構成市負担金を受け入れ、同額を介護保険特別会計へ繰り出ししました。

また、介護保険事業においては、在宅ケア推進事業や地域包括ケア推進事業など、地域包括ケアシステムの構築を目的とした各事業が実施されたところであります。

こうした中、審査に当たっては、各課の施策及び予算執行が関係法規に準拠し、適正かつ効率的に処理されているかについて、関係証拠書類及び諸帳簿と符合し、詳細に審査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されておりました。

それでは、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計の予算総額は2億2,040万4,000円で、それに対し、決算額は、歳入で2億2,110万8,000円、歳出で2億1,492万円となっており、予算額に対する割合は、歳入で100.3%、歳出で97.5%となっております。

歳入の主なものとしては、構成市負担金1億8,737万2,000円、使用料及び手数料が1,971万8,000円、国庫支出金及び県支出金は、低所得者保険料軽減負担金でそれぞれ483万4,000円、240万9,000円となっております。

次に、歳出の主なものとしては、人件費が4,217万9,000円で、議員、各種委員の報酬及び職員の給与などとなっております。物件費は1億5,262万5,000円で、代官山斎苑指定管理委託料3,747万2,000円、し尿処理維持管理運営委託料9,145万3,000円などとなっております。維持補修費は519万6000円で、広域連合事務所の高圧引き込み電気設備更新工事74万5,000円、代官山斎苑火炉台車耐火物取替等工事405万円などとなっております。補助費などは、今井地区農道舗装工事費負担金226万7,000円、環境保全維持管理負担金78万円などで、338万円を支出しております。積立金は176万9,000円で、霊柩車購入基金に176万7,000円、廃棄物処理施設整備基金に2,000円を積み立てています。

以上が一般会計収支決算の概要であります。

次に、各事業について申し上げます。

総務では、ホームページの再構築を行い、情報提供に努めているとのことではありますが、外部からのウイルスの侵入を防ぎ、個人情報などの情報管理を十分に実施してもらいたいと思います。

衛生では、代官山斎苑墓地やさかいクリーンセンターの維持管理、運営業務は順調に遂行されていますが、両施設ともモニタリングなどを実施しながら、今後も厳しいチェックをお願いします。また、各業務についてもさらなる効率化に努められるよう期待するものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。予算総額は111億9,539万円で、それに対し、決算額は、歳入で108億9,169万4,000円、歳出で105億9,575万2,000円となっており、形式収支は2億9,594万2,000円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で97.3%、歳出で94.6%となっております。

歳入の主なものとしては、自主財源においては、第1号被保険者に係る介護保険料24億652万4,000円、構成市負担金15億3,928万1,000円などとなっております。依存財源においては、国庫支出金24億571万3,000円、支払基金交付金28億548万7,000円、県支出金15億5,065万円となっております。なお、介護保険料の未収額は6,737万6,000円となっており、今後とも収納率の向上になお一層の尽力を期待するものであります。

一方、歳出の主なものとしては、保険給付費が99億70万2,000円で、支出総額の94.4%を占めております。内訳の主なものとしては、居宅介護サービス給付費36億2,654万7,000円、施設介護サービス給付費30億3,902万9,000円となっております。総務費は2億3,641万2,000円で、内訳の主なものとしては、総務管理費1億7,473万3,000

0円、賦課徴収費1,150万9,000円、介護認定審査会費4,519万2,000円となっております。地域支援事業費は3億1,414万円で、構成市への委託料などとなっております。基金積立金としては、介護保険財政調整基金に3,693万2,000円、介護福祉推進基金に2,064万4,000円を積み立てております。諸支出金は8,692万2,000円で、27年度介護保険給付費などの精算による国、県、支払基金への返還金などとなっております。

以上、介護保険特別会計収支決算についての概略であります。今年度は、給付費が975万6000円、0.1%の減額となりましたが、これまでの事業効果などを十分に検証し、より適正な介護保険事業を推進されることを期待するものであります。

次に、代官山墓地特別会計について申し上げます。予算総額は238万9,000円で、それに対し、決算額は、歳入で279万8,000円、歳出で231万9,000円となっており、形式収支は47万9,000円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で117.1%、歳出で97.1%となっております。

歳入の主なものとしては、墓地使用料及び維持費258万3,000円、墓地基金利子1万7,000円、繰越金19万8,000円となっております。

歳出の主なものとしては、物件費が210万4,000円で、指定管理者委託料205万7,000円となっております。積立金は21万5,000円で、代官山墓地基金であります。

以上が代官山墓地特別会計収支決算についての概略であります。代官山墓地については、今後とも効率的な維持管理を行うとともに、指定管理者に対して的確な指導監督に努められるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書を提出しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、概略的ではありますが、決算審査の報告とさせていただきます。

平成29年11月1日、代表監査委員、高橋瑞峰。

以上でございます。

○議長(佐藤寛治) 議案第16号から第18号に対する代表監査委員の報告は終わりました。ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦労さまでございました。

◇一般質問◇

○議長(佐藤寛治) 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤寛治) 15番、畑野麻美子君。

○15番(畑野麻美子) 15番、畑野麻美子です。初めに、せんだってのあわら湯のまちの大火については、ほんとうにお見舞いを申し上げます。私も大好きなあわら温泉街ですので、スムーズに整備されることを期待したいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。まず、介護保険滞納者について、保険料の滞納者に対し、未収期間により3つの罰則が定められているが、必要なサービスが受けられるよう、きめ細かな対応を求める、保険料の減免制度などを求めるについて一般質問いたします。

保険料を滞納すると、未納期間により、3つの罰則があります。1つは、1年以上滞納するとサービス利用料が一旦全額の10割負担になります。2つ目は、滞納が1年6カ月以上になると、全額負担した上に、9割の払い戻しの一部または全額が停止されます。3つ目は、滞納が2年以上の場合は、利用料は1割から3割に引き上げられます。

突然体調を崩し、介護が必要になって初めて利用料が3割負担になることを知り、泣く泣くサービスをあきらめたり、制限したりするケースがあります。経済的に苦しい人たちを追い詰める仕組みは根本から見直すべきですが、サービスを制限されることのないようにすべきです。

また、介護保険料の減免制度を求めた平成27年7月の一般質問で、連合長は、「公平性を重視した運営が必要であり、一部の人へのさらなる負担軽減措置は保険料負担者の理解を得にくい」との答弁でした。坂井地区広域連合では、2012年度に基準額で1,300円の値上げで月5,400円に、2015年度に400円の値上げで5,800円になりました。来年度もさらに値上げが予想されます。滞納者に対するきめ細かな対応と、介護保険料の減免制度が求められます。

以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 畑野議員のご質問にお答えします。

1つ目の、保険料滞納者に対する給付制限についてですが、介護保険制度では被用者保険間の公平を図るために、保険料を滞納した場合には、その期間に応じて保険給付の一部を制限することになります。給付制限の内容ですが、1年以上の滞納がある場合は、給付費の全額が自己負担となり、その後の申請によって、給付費の8割ないし9割を償還する保険給付の償還払い化の措置を行います。当広域連合においては、平成28年度中に14件の償還払いの決定を行いました。その後、保険料の全額納付、または分割納付による誓約をいただいたことにより、償還払いを実行した例はありませんでした。

また、1年6カ月以上の滞納がある場合は、給付費の全額が自己負担となり、償還申請後に償還費用の一部または全額を滞納保険料に充当することになります。当広域連合においては、近年この措置を行った例はありませんでした。

さらに、2年以上滞納すると、時効により保険料徴収権が消滅するため、その消滅期間に応じて、通常は1割または2割の自己負担割合が3割になるとともに、高額介護サービス等の給付を制限する措置を行います。当広域連合では、平成28年度中に11件の決定を行っております。

介護保険制度における給付制限は、保険料を納付できない特別な事情もないのに滞納している者に対する処分であり、保険料を納付している多数の被保険者との公平性を確保しなければならない観点から、必要な措置であると認識しております。しかしながら、議員ご指摘のように、給付制限の適用を受け、利用料を支払うことで生活が困窮する場合には、給付制限の解除等により負担を軽減することも当然に必要であると考えております。

介護保険制度では、災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、主たる生計維持者の収入が事業の休廃止や失業等により著しく減少した場合など、特別な事情があると保険者が認める場合については、3割の負担は課さず、通常どおりの負担でサービスを受けることができます。それでもなお経済的に困窮し、生活維持が困難である場合には、構成市との連携により生活相談に応じるなど、生活困窮者支援の観点から、きめ細やかな対応を心がけ、対応しております。

また、本来は保険料滞納者を給付制限に至らせないようにすることが肝要であり、保険料滞納者に対して督促状や催告状を送付するときには、あわせて給付制限の内容や納付相談の窓口を周知しており、納付相談があった際には、分割納付など、実情に応じた支払方法を提示するなど、弾力的な対応を行っております。今後も、必要なときに安心してサービスが受けられるように、保険料納付の適切な指導と制度の案内を徹底してまいりたいと考えております。

2つ目の、介護保険料の減免についてですが、介護保険制度は共同連帯の理念に基づき、高齢者の介護を高齢者自身を含む40歳以上の全ての方で支え合う仕組みとなっており、収入が少ない方であっても、一定の保険料を負担いただく制度となっております。

当広域連合としては、介護保険料の設定に当たり、所得段階区分を国の標準9段階に対して12段階とよりきめ細かい設定としていること、平成27年度から消費税の増税分を財源とした低所得者の保険料軽減策を講じていること、さらには、介護保険制度においては生計維持者の収入の大幅な減少等により保険料の納付が困難になった場合に、保険者の判断により減免できる制度設計となっていることから、現時点では独自の減免制度を設けることは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、国の方針では、消費税率が10%となった際には、保険料軽減の対象を第1段階から第3段階までに拡大する見込みとなっておりますが、この軽減先が確実に実施されるよう、あらゆる機会を見て国に要望していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

〔議長〕と呼ぶ者あり

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。

今の連合長の答弁で、27年の7月に質問したときよりはきめ細かな支援が伺われるんですけども、1つ目の罰則ですけども、後で自治体に申請し、9割払い戻せますけれども、手元にお金のない人には厳しいものだと考えます。14件については生活困窮者ではなかったのかどうかということを質問します。

〔議長〕と呼ぶ者あり

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 今回の生活困窮の定義につきましては、難しいところがあるわけですが、保険料の支払いによって生活が困窮になる方については、決定通知後の保険料納付相談において生活状況をお聞きしたり、無理のない範囲での分割納付に応じているというところであり、なお、今回の分割納付に応じた件数は、14件中7件ございました。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 分割納付に応じたのが7件と言いましたが、あとの7件は何なのですか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 残り7件は全納です。全て納めていただいたということです。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 3つ目の罰則で、利用料が一定額を超えた場合に、払い戻される高額サービス費の支給も停止されたケースが11件ということでしたけれども、この方は悪質な滞納者ということになるのでしょうか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 自己負担割合が3割に至ったのが、11件につきましては、督促とか催告に一応応じなかった方、及び、保険料納付の約束を行ったにもかかわらず、保険料の納付を行わなかった方であります。また、この方の多くが住民税の滞納もしているという方で、住民税を滞納しているということは、住民税が賦課されているということです。それなりに所得がある方ではないのかなというふうに思いますので、生活困窮のために保険料が納められないというわけではない方だと思われま。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） それでは次に、市町村民税非課税世帯でも、食費や居住費の負担軽減措置がこの3つ目ですとなくなります。施設入所などは極めて困難な状況になっていくんですけども、そういうケースはありませんでしたか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 自己負担3割による給付制限を実行した方の中で、家庭的な事情により介護サービス利用が困難になった方につきましては、構成市と連携により、生活困窮者支援の観点での相談を行っております。なお、昨年度中に給付制限の実行によりサービス利用ができなくなったという相談は、当広域連合ではそういうことは寄せられておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 27年の7月に質問したときに、東京都品川区の例を出しました。品川区は、坂井市にとっても戸越銀座でアンテナショップを出している地域であり、交流をしているところですが、この職員さんは、「これまで給付制限は行っていない。支払いが難しい人には個別に指導・相談し、分納や家族に払ってもらうなどして、滞納を続けないようにしている」。また、担当者は、「公平な負担は目指さなければならない。だけど、基本的には高齢者は生活弱者。払えない人を切り捨てるわけにはいかない」と話していることを紹介しました。

これで、品川区さんにまた再度お聞きをしました。「そういう姿勢は変わっていませんか」と言いましたら、「それは変わっていません」ということで、品川区では徴収員というのがあるそうです。そして、坂井地区の広域連合では直接滞納されているお宅へお伺いするということはしていないということですが、品川区では徴収員の方が直接出向いて、いろいろ相談に応じているということでした。坂井地区でも徴収員のやはり採用は必要ではないかと思えますけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 住民税なんかは、坂井市で徴収吏員というのが、臨時で雇っている方がいるかと思えますけども、ただ、今の介護保険につきましては、当広域連合でやっている介護保険につきましては、保険徴収の性質といえますか、議員ご存じのように、最初は65歳になると普通徴収から始まりまして、10カ月から1年たつて、特別徴収という形になるわけですが、結局特別徴収になってしまえば、当然もう徴収に行く必要はなくなって、要は普通徴収の間の約10カ月から1年の間ということになりますので、そういうことを考えていきますと、特別に徴収吏員を雇用するということは、費用対効果の面からどうかなというふうにはちょっと思えますので、当広域連合では今のところは考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） やはり、顔を見て、どういう方が滞納されているのかなということを確認することがとても大事なかなというふうに考えます。品川区では高齢者福祉、これを担当している方は高齢者福祉の方でした。やはり、そういうところを見習っていただきたいと思います。

思いますし、高齢者福祉の方も、やはり実際おうちへお伺いすると、その人の生活状況がよくわかると言っていましたので、一方的に文書で通知するだけでは、なかなか本人の確認、生活状況の確認ができないので、ぜひそれをしていただきたいなというふうに思っています。

それと、広域連合では差し押さえが、先ほどお聞きしましたら22件ということでしたけれども、品川区は介護保険の滞納があっても、差し押さえは1件もしていないということでした。その差は何なのかと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 今の差し押さえの件ですけども、確かに滞納者に対して当広域連合では、先ほど言いました23件、昨年度23件に対して差し押さえを行ったわけですけども、差し押さえにつきましても、やみくもに差し押さえをしているというわけではなくて、やっぱり財産なんかを調査しまして、その人の生活に支障がないような、そういう範囲で行っております。

ちょっと離れますけど、滞納整理ということにつきましては、今は健康でも、後には介護保険が必要になってくる方がいらっしゃるかと思いますので、そういう方に先ほどから出ている給付制限が、介護状態になったときに給付制限を受けなくてもいいようにするために、やはりそれ以前に完全に納付していただくということで、これは差し押さえという聞こえが悪いんですけども、本人にとってはメリットになっているのではないかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） きょうの県民福井には、新聞の、たまたまきょうの県民福井の半分、このぐらいで滞納の、地方税とは書いてありますけど、滞納過酷取り立てというのが書いてありまして、通帳に「差し押さえ」ってぼんと判こを押されているんですけども、全額差し押さえになっていました。広域連合ではそういうことはない、生活費はしっかり残すということでしたけれども、住民の、高齢者の生活を守るため、また健康を守るために、しっかりした配慮をした徴収をしていただきたいなというふうに思っています。

それと、消費税が10%になって、保険料軽減の対象を第1段階から第3段階まで拡大したとしても、消費税10%は低所得者にも同じようにかかってくるので、保険料が軽減されたとしても、生活そのものが軽減されるものではないと言えるのではないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 消費税に、増税による生活への影響ということですけども、それにつきましては国の制度ですので、この場で申し上げるべき答えはないと思いますので、発言を控えさせていただきます。

ただ、消費税増税分につきましては、先ほどから言っていますように、低所得者層への介護保険料の負担軽減に活用されるものでありまして、介護保険制度において低所得者層への十分な配慮離されているのではないかと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 介護保険料が非常に高いという声があちこちで聞かれます。そして、ほんとうに6段階、7段階の人でも、介護保険を選択制にしてもらえないかと。「払うのが嫌な人は払わないで、払いたい人は払うというふうにしてもらえないか」と言われましたけども、それでは介護保険はみんなで支えるというのが崩れてしまうというので、それはだめですって私も答えたんですけど、それほど介護保険料は高い。そのわりには、なかなか介護のサービスが受けにくい。介護保険で高い介護保険料をずっと払っていて、ちょっと払えなくなった、収入もなくなってくるし、家のお金もなくなってきたときに、じゃ、介護を受けるときに介護の施設に入りたいなと思っても、そのときはお金がもうあまりなくなっている、そんな状況もあったりするので、いろいろ矛盾も感じるという声があちこちで聞かれます。介護保険の現在の制度の仕組みでは、滞納は2年を超えると滞納分をさかのぼって支払おうとしても認められず、3割負担にされてしまいます。事情があれば罰則対象外にする規定も、先ほど答弁でもありますけれども、適用は厳格で、低年金ということは理由にはなりません。医療の国民健康保険料では認められている自治体の柔軟な対応も、法律上、できません。

連合長にお願いですけれども、このような介護保険制度、国に対してこのような運用は見直しをするべきではないかということ、国に対しても要求をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 介護保険制度の国の負担割合の増加ということにつきましては、全国の市長会などを通じて、主張すべきところは主張はしております。ただ、これは毎回議会ごとに畑野議員からはそういうお話が出てくるんですけども、まず介護保険制度という制度そのものについては、これは保険者において手を加えるということはまずできませんので、それは1つ、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、介護保険料が非常に高いのに払い続けても、いざ、自分がサービスを受けようと思うとなかなか受けられないと今おっしゃいました。とても坂井地区は悪いみたいな感じなんですけど、決して介護保険制度に関する限り、水準が悪いわけでもありませんし、かなり高いレベルでのサービスの供給はなされているというふうに思っておりますので、それは1つ、ご理解いただきたいと思っております。

それから、その前に、高齢者が安心して生活できるようにという、そのために努力すべきとおっしゃいましたけども、まさに高齢になったときのためにこそ、きちっとやはり保険料は払って

いただく。それが自分を守るすべなんだということを、ぜひ広くこれは周知をさせていかなければいけないなと思っているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 住民の方もそういうところはわかっている、あまりにも2カ月に一遍ずつ落とされる介護保険料、ほんとうに高いのと、この先、年金も下がっていくし、不安だという声が聞かれますので、そこのところはやっぱり、大丈夫だよ、安心していいんだよという、そういう広域連合のあり方が大事なと思いますし、私、今年の8月に政府に交渉に行きまして、いろいろ住民のありようを伝えましたら、厚労省の人は、「僕たちはなかなか住民のことを細かく把握することはできないので、ぜひ皆さんのそういう声を聞かせていただいて、いろんな制度に生かしたい」というふうに言っていましたので、またそういうことがありましたら、そういう声も届けていただきたいなというふうに思いますけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 実態は、やはり一生懸命国に対して届けてはいるつもりであります。ただ、どういう役人が言ったのか知りませんが、「私たちは実態がよくわからないので」って、そんなことを言う役人がいたら、私は失格だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 厚労省の職員なんですけども、そういうふうに言われました。

介護保険制度、ほんとうにみんなで支えるというのは大変大事なことだと思って、私たちが初めはこの制度はいい制度だなと思っていたんですけど、なかなか厳しくなりつつある中で、ほんとうに広域連合としてしっかりと高齢者を支える役目を担ってほしいなということさらさら要求しまして、一般質問を終わります。

○議長（佐藤寛治） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第16号から議案第21号の質疑、討論、採決◇

○議長（佐藤寛治） 日程第5、議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。
これより議案第16号を採決いたします。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第16号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

- 議長（佐藤寛治） 日程第6、議案第17号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
本案に対する質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。
これより議案第17号を採決いたします。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第17号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

- 議長（佐藤寛治） 日程第7、議案第18号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
本案に対する質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第18号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（佐藤寛治） 日程第8、議案第19号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 全員起立です。したがって、議案第19号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第9、議案第20号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第20号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第10、議案第21号、坂井地区広域連合行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第21号、坂井地区広域連合行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◇議員派遣の件◇

○議長（佐藤寛治） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

平成29年11月16日、17日に行われる行政視察研修に、坂井地区広域連合議会議員を派遣することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議員派遣の件は承認されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。特に、平成28年度の決算認定をはじめ、提出いたしました議案全てをお認めいただき、心から感謝を申し上げます。

なお、本議会を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいりたいと考えております。

最後になりますが、これから冬に向かい、寒い日々も多いと思いますが、議員各位におかれましてはご自愛をいただき、引き続き当広域連合の運営に対し、ご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 本日は、長時間にわたり慎重審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。平成28年度の決算認定におきまして、代表監査委員から指摘を受けましたことにつきましても、議員の立場でこの改善に努めていきたい考えでございます。また、11月16、17日の両日に行われます視察研修においても、坂井地区広域連合の事業推進のための研修として自己研さんに努めてまいりたいと思います。本日はまことにご苦労さまでございました。

これをもって第58回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

〔一同起立・礼〕

午後4時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

C

C